

つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則(平成29年つくばみらい市規則第3号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(条例第6条第1項第4号の規則で定める要件)</p> <p>第11条 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該開発行為を当該<u>一戸建ての住宅</u>の敷地に隣接する土地において行う場合にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(条例第6条第1項第4号の規則で定める要件)</p> <p>第11条 条例第6条第1項第4号の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該開発行為を当該<u>専用住宅</u>の敷地に隣接する土地において行う場合にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア・イ (略)</p>